

旭川医科大学病院材料部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院材料部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院材料部委員会規程（平成18年旭医大達第40号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 材料部長</p> <p>(2) 内科系診療科若しくは内科系臓器別診療科の科長又は内科系診療科若しくは内科系臓器別診療科の副科長のうちから 2人</p> <p>(3) 外科系診療科の科長又は副科長のうちから 2人</p> <p>(4) 手術部長</p> <p>(5) 材料部副部長</p> <p>(6) 医療安全管理部副部長のうちから 1人</p> <p>(7) 感染制御部副部長</p> <p>(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）</p> <p>(9) 副看護部長（業務担当）</p> <p>(10) 手術部看護師長</p> <p>(11) 材料部看護師長又は副看護師長</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 材料部長</p> <p>(2) 内科系診療科若しくは内科系臓器別診療科の科長又は内科系診療科若しくは内科系臓器別診療科の副科長のうちから 2人</p> <p>(3) 外科系診療科の科長又は副科長のうちから 2人</p> <p>(4) 手術部長</p> <p>(5) 材料部副部長</p> <p>(6) 医療安全管理部副部長のうちから 1人</p> <p>(7) 感染制御部副部長</p> <p>(8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）</p> <p>(9) 副看護部長（業務担当）</p> <p>(10) 手術部看護師長</p> <p>(11) 材料部看護師長又は副看護師長</p>

(12) 診療技術部臨床工学技術部門長

(削除)

(13) 経営企画課長

(14) 医事課長

(15) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号, 第3号, 第6号, 第11号及び第15号の委員は, 病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号, 第3号, 第6号, 第11号及び第15号の委員の任期は, 2年とする。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は, 再任されることができる。

(略)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は, 経営企画課において処理する。

(略)

附 則

この規程は, 令和6年10月10日から施行し, 令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い, 所要の改正を行うものである。

(12) 診療技術部臨床工学技術部門長

(13) 会計課長

(14) 経営企画課長

(15) 医療支援課長

(16) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号, 第3号, 第6号, 第11号及び第16号の委員は, 病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号, 第3号, 第6号, 第11号及び第16号の委員の任期は, 2年とする。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は, 再任されることができる。

(略)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は, 会計課において処理する。

(略)